



福岡医発第 1948 号 (地)

令和 2 年 10 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び

母子健康手帳の記載事項の取扱い等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課長並びに同省子ども家庭局母子保健課長の連名により、各都道府県等衛生・母子保健主管部（局）長宛て別添のとおり通知がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、本年 10 月 1 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令が施行され、ロタウイルス感染症が定期接種の対象疾病となったことから、母子保健法施行規則に規定する母子健康手帳の様式について改正がなされ、既に公布している母子健康手帳の取扱い等について留意事項を示したものです。

なお、予防接種法の一部改正につきましては、令和 2 年 2 月 27 日付け福岡医発第 3093 号 (地) にて貴会宛てご連絡しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

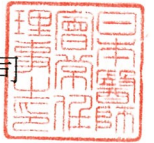
母子保健担当理事 橋本朋也

会長 島田昇二郎

(健Ⅱ295)
令和2年10月6日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡 辺 弘 司



母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び
母子健康手帳の記載事項の取扱い等について

今般、標記の件について、厚生労働省健康局健康課長、子ども家庭局母子保健課長の連名により、各都道府県等衛生・母子保健主管部(局)長宛通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本件は、本年10月1日に予防接種法施行令の一部を改正する政令が施行され、ロタウイルス感染症が定期接種の対象疾病となったことから、母子保健法施行規則に規定する母子健康手帳の様式について改正がなされ、既に公布している母子健康手帳の取扱い等について留意事項を示したものです。

なお、予防接種法の一部改正につきましては、令和2年2月6日付(健Ⅱ249F)にて貴会宛てお送りしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、予防接種の円滑な実施に向け、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健 健 発 0930 第 3 号
子 母 発 0930 第 3 号
令 和 2 年 9 月 30 日

(別紙宛先) 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 健 康 課 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 母 子 保 健 課 長
(公 印 省 略)

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び
母子健康手帳の記載事項の取扱い等について

平素から、予防接種行政及び母子保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 10 月 1 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 3 号）が施行されることにより、ロタウイルス感染症が定期の予防接種の対象疾病となります。

これを踏まえ、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）に規定する母子健康手帳の様式の一部について、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 163 号）により改正するとともに、当該様式において所要の改正を行い、同日から適用することとしており、その改正内容及び母子健康手帳の記載事項の取扱いについて、別添のとおり、都道府県、保健所設置市及び特別区衛生・母子保健主管部（局）長宛て通知しました。

つきましては、貴職におかれましても、当該内容及び取扱いについて、貴会会員への周知を図るとともに、今後の円滑な予防接種の実施に特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

公益社団法人日本医師会会長
公益社団法人日本産婦人科医会会長
公益社団法人日本産科婦人科学会理事長
公益社団法人日本小児保健協会会長
公益社団法人日本小児科学会会長
公益社団法人日本小児科医会会長
公益社団法人日本歯科医師会会長
公益社団法人日本看護協会会長
公益社団法人日本助産師会会長
公益社団法人日本栄養士会会長
公益社団法人日本薬剤師会会長

健 健 発 0930 第 3 号
子 母 発 0930 第 2 号
令 和 2 年 9 月 30 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特 別 区 }

衛生・母子保健主管部（局）長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 健 康 課 長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び
母子健康手帳の記載事項の取扱い等について

平素より、予防接種行政及び母子保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 10 月 1 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 3 号）が施行されることにより、ロタウイルス感染症が定期の予防接種の対象疾病となります。

これを踏まえ、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）に規定する母子健康手帳の様式の一部について、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 163 号）により改正するとともに、当該様式において所要の改正を行い、同日から適用することにしており、その改正の概要等は下記のとおりです。

貴職におかれては、下記第一の内容について御了知の上、貴管内市町村への周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

また、既に交付している母子健康手帳の取扱い等について、下記第二に記載していますので、併せて御留意いただき、円滑な予防接種の実施に特段の御配慮をお願いいたします。

なお、母子健康手帳の任意記載事項様式の取扱いについては、別途通知でお示しします。

記

第一 母子保健法施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 3 号）の施行により、本年 10 月 1 日からロタウイルス感染症に係る予防接種が定期接種の対象となること。これを踏まえ、母子保健法施行規則に規定する母子健康手帳の様式について所要の改正を行うこと。

2 改正の内容

母子保健法施行規則様式第三号に規定する母子健康手帳の様式について、下記の改正を行う。

- (1) 母子健康手帳 31、35 及び 41 ページの 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診及び 6 歳児健診の予防接種の欄に、ロタウイルス感染症に係る予防接種を追加するとともに、母子健康手帳 50 ページの予防接種の記録欄にロタウイルス感染症に係る予防接種の記録欄を追加する。また、母子健康手帳 50、51 及び 52 ページの予防接種の記録欄に、現在はメーカーを記載しているところ、メーカー又は製剤名を記載するよう改正する。
- (2) 母子健康手帳 3 ページの育児休業期間の記入欄について、現在は父親・母親が区分されていないところ、父親の育児休業期間を記載する欄と母親の育児休業期間を記載する欄をそれぞれ設ける。

3 施行期日等

- (1) 令和 2 年 10 月 1 日から施行すること。
- (2) 母子保健法施行規則の一部を改正する省令の施行の際、現にある、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

第二 既に交付している母子健康手帳の取扱い等

1 既に交付している母子健康手帳の取扱い

- (1) 既に交付している母子健康手帳及び令和 2 年 10 月 1 日時点で現にある用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。
- (2) その際には、任意様式のロタウイルス感染症に係る予防接種の記録欄に記録するなど、分かりやすい接種の記録が行われるよう情報提供に努めること。また、この場合であっても、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載すること。

2 妊産婦や乳幼児のいる家庭等に対する情報提供

1 の内容と併せ、ロタウイルス感染症に係る予防接種の定期接種化について、衛生主管部局と母子保健主管部局とで連携しながら、母子健康手帳の交付の機会等を利用し、妊産婦や乳幼児のいる家庭（既に母子健康手帳を交付した方を含む。）等に対する情報提供に努めること。